

議案第 5 4 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条を次のように改める。

第 3 2 条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市税条例の規定は、平成 2 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

個人市民税の均等割の税率の軽減措置の対象となる納税義務者を的確に把握することが困難であることから課税の不均衡が生じているため、当該軽減措置を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。